

平成 24 年 12 月 18 日
新潟交通株式会社
東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社
新 潟 市

新潟交通路線バスにおける「Suica」等のサービス開始について

新潟交通では、国・新潟市と連携し「新潟市オムニバスタウン計画」の重点施策として、新潟交通 IC カード乗車券「りゅーと」を導入していますが、来年 3 月より「りゅーと」導入エリアで JR 東日本の「Suica」等がご利用いただけるサービスを開始します。

■ 利用開始日

平成 25 年 3 月 23 日(土)

■ 「りゅーと」エリアにおけるサービス拡大

○新たにご利用いただける IC カード

- ・「Suica」及び Suica と相互利用している IC カード。(別紙 1)

○利用可能になるバス

- ・新潟交通路線バス (別紙 2)

参考 <http://www.niigata-kotsu.co.jp/ryuto/area.html>

- ・空港リムジンバス、観光循環バスもご利用いただけます。

※高速バス路線ではご利用いただけません。

■ その他

- ・「りゅーと」では、「Suica」及び Suica と相互利用している各路線ではご利用いただけません。
- ・新潟交通では、「Suica」を発売いたしません。JR 東日本のみどりの窓口でお買い求めください。
- ・「Suica」及び Suica と相互利用している IC カードでは「りゅーと」チャージ機(入金)及びバス車内でのチャージはできません。

以 上

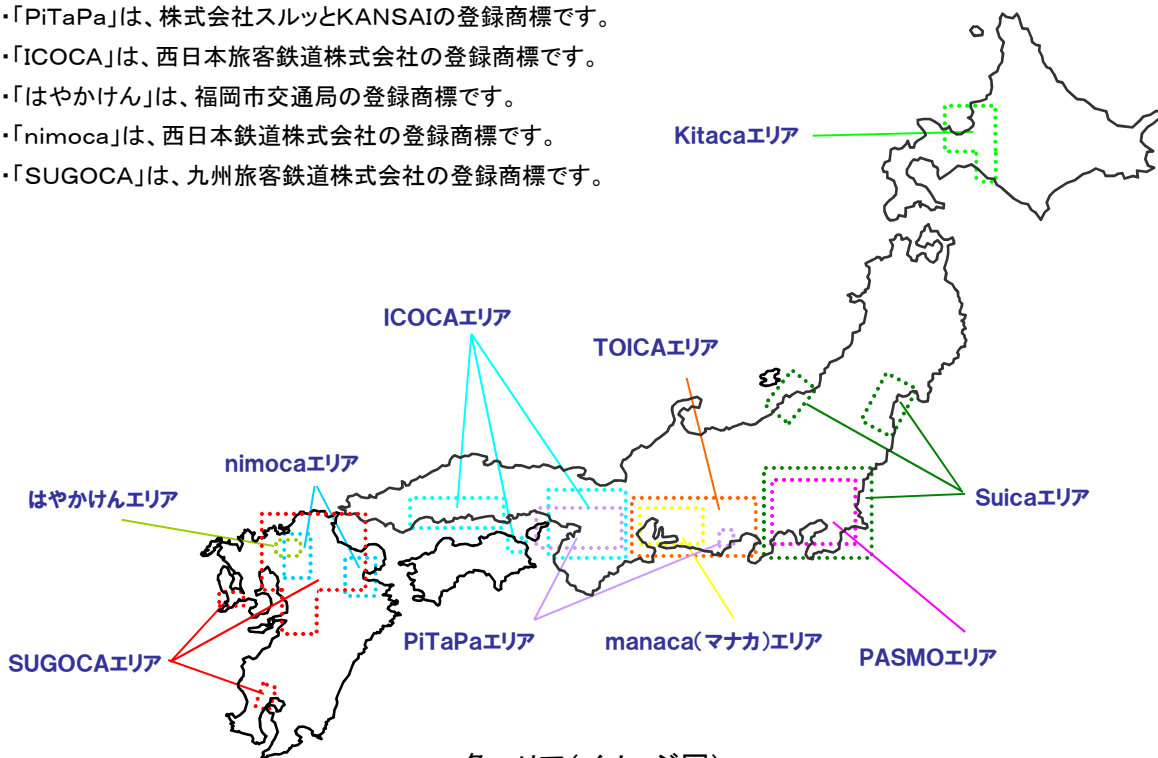
別紙1

■「りゅうと」導入エリアで利用可能となる交通系ICカード

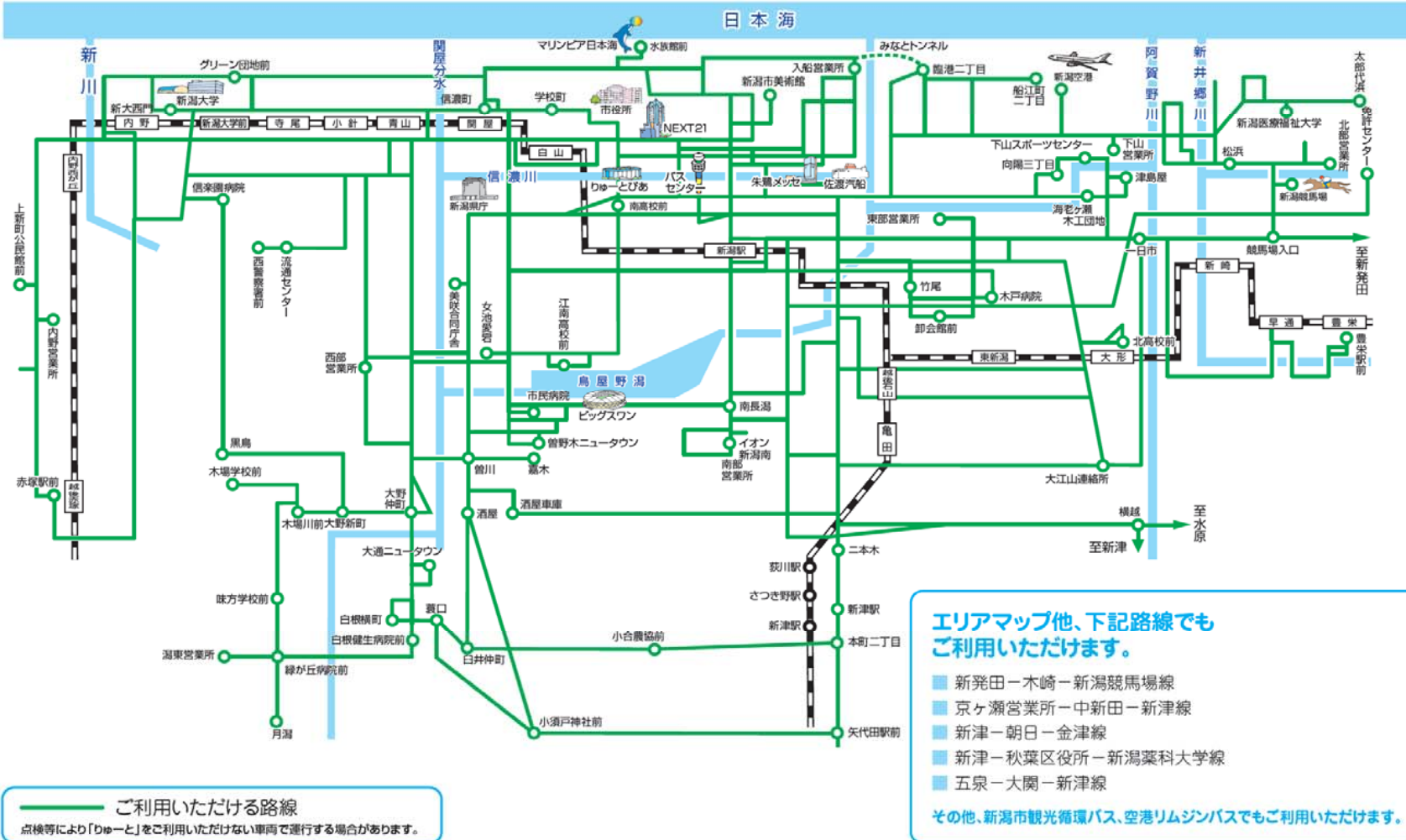
- ・「Kitaca」（北海道旅客鉄道株式会社）
- ・「PASMO」（株式会社パスモ）
- ・「Suica」（東日本旅客鉄道株式会社）
- ・「manaca（マナカ）」（株式会社名古屋交通開発機構及び株式会社エムアイシー）
- ・「TOICA」（東海旅客鉄道株式会社）
- ・「PiTaPa」（株式会社スルッとKANSAI）
- ・「ICOCA」（西日本旅客鉄道株式会社）
- ・「はやかけん」（福岡市交通局）
- ・「nimoca」（株式会社ニモカ）
- ・「SUGOCA」（九州旅客鉄道株式会社）

※（ ）内は、交通系ICカードの発行会社です。

- ・「Kitaca」は、北海道旅客鉄道株式会社の登録商標です。
- ・「PASMO」は、株式会社パスモの登録商標です。
- ・「Suica」は、東日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。
- ・「manaca」・「マナカ」は、株式会社名古屋交通開発機構及び株式会社エムアイシーの登録商標です。
- ・「TOICA」は、東海旅客鉄道株式会社の登録商標です。
- ・「PiTaPa」は、株式会社スルッとKANSAIの登録商標です。
- ・「ICOCA」は、西日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。
- ・「はやかけん」は、福岡市交通局の登録商標です。
- ・「nimoca」は、西日本鉄道株式会社の登録商標です。
- ・「SUGOCA」は、九州旅客鉄道株式会社の登録商標です。



ご利用エリア (2012年12月現在)



— ご利用いただける路線
 点検等により「りゅうと」をご利用いただけない車両で運行する場合があります。

エリアマップ他、下記路線でもご利用いただけます。

- 新発田—木崎—新潟競馬場線
- 京ヶ瀬営業所—中新田—新津線
- 新津—朝日—金津線
- 新津—秋葉区役所—新潟薬科大学線
- 五泉—大関—新津線

その他、新潟市観光循環バス、空港リムジンバスでもご利用いただけます。

*高速バス路線・区バス・住民バスの一部路線・西蒲区・南区・秋葉区の一部路線はご利用いただけません。